

「奨学^{しょうがく}のための給付金」の申請について（新入生への一部早期給付）

記

奨学^{しょうがく}のための給付金について、下記の通りご案内いたします。

対象者・申請方法等の詳細については、別紙リーフレットをご確認ください。

【書類提出期間】

受付開始日：令和7年6月5日(木)

申請期限：令和7年6月30日（月）

受付場所：経営企画室窓口

受付開始日以降、申請書類一式を経営企画室窓口で配布します。

ご希望の方は、経営企画室にお越しください。

【注意事項】

① 申請対象者は「生活保護（生業扶助）世帯」、「都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が0円（非課税）の世帯」等です。

② 一部早期給付を希望する方のみご申請ください。

（通常の申請は7月頃受付開始予定です。受付開始までお待ちください。）

一部早期給付は、奨学のための給付金の一部を先に受け取る制度であり、通常の申請に対して給付額が増えるわけではありません。

なお、一部早期給付を申請した場合、奨学のための給付金の残額を受給するために、別途申請が必要になります。

③ この制度は、授業料無償化制度とは関係ありません。

問合せ先 東京都立若葉総合高等学校経営企画室 学事担当 電話042-350-0300
(平日 9時～17時)